

固定資産税の軽減、資金繰りの支援措置などメリット多数！！

# 先端設備等導入計画

新規取得設備の固定資産税に対する2年間の特例措置が創設されました

令和7年度末まで

News

市区町村の判断により、新規取得設備の  
固定資産税が原則3年間1/2に軽減されます！！

さらに賃上げを従業員に表明することで  
最長5年間、1/3に軽減

< 先端設備等導入計画とは？ >

- ・ 中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- ・ この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください

- 生産性向上のための設備投資を予定している
- 金融支援を受けて設備投資したいと考えている
- 「ものづくり補助金」や「事業承継・引継ぎ補助金」の申請を検討している

## 支援措置の内容

### 固定資産税の軽減

3年間に限り  
課税標準を

1/2に軽減されます  
※市区町村の定めによる

### 資金繰りの支援

金融機関から融資を受ける際、  
信用保証協会による保証のうち、  
普通保険等とは別枠での

追加保証が受けられます。

### 補助金における優先採択

一部の補助金において

優先採択

(審査時の加点)が  
おこなわれます。



## 制度活用の流れ

### ① 制度の利用を検討、事前確認・準備

- ・ 市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認します。
- ・ 設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認します。

### ② 「先端設備等導入計画」の作成

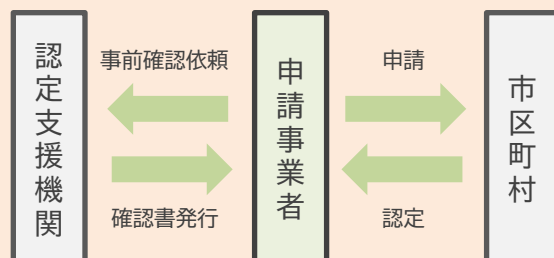
- ・ 認定支援機関(当事務所)に確認を依頼します。

### ③ 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ・ 市区町村長に計画申請書(必要書類を添付)を提出します。
- ・ 認定を受けた場合、市区町村から認定書が交付されます。

### ④ 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・ 税制措置、金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。



「先端設備等導入計画」の作成

※市区町村によって、認定の対象になっていない業種もあつたり対象となる設備も異なる場合があります。

また固定資産税の軽減ができる割合や申請時の必要書類(添付書類)も市区町村で異なりますのでご確認ください。

申請支援サービスのお申込み方法は裏面をご確認ください

# 先端設備等導入計画 申請支援サービスのご案内

当社では、貴社の設備投資にかかる優遇措置の適用をサポートします！

サービス内容（ご希望の内容を選択いただけます）

## <基本サービス>

### 1 先端設備等導入計画の策定支援

（計画書の策定サポート、認定支援機関の確認書作成、申請・提出サポート・税制措置の適用）

## <オプションサービス>

### 2 経営力向上計画の申請サポート

（先端設備等導入計画とは異なる税制措置（中小企業経営強化税制）を受けられる制度の申請サポート）

### 3 各種補助金申請サポート

（先端設備等導入計画を加点項目とする各種補助金の申請サポート）

### 4 金融支援の適用サポート

（要件確認、金融機関対応等）

初回相談	無料	基本サービス	20万円(税別)
オプションサービス	要見積り ※ 貴社の状況によりお見積りいたします。	備考	・（契約期間などを記載します） ・（費用の支払い方法などを記載します）

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の申請支援を依頼したい <input type="checkbox"/> 詳しく話が聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:086-899-6714>  
二垣幸広税理士事務所 岡山市北区津島西坂二丁目5番11号